

保育を必要とする事由と認定の基準

保護者の就労状況などから下表にもとづき、保育の必要量がきまります。

保育を必要とする事由	認定の基準	保育の必要量
1 就労	<ul style="list-style-type: none"> ・フルタイム、パートタイム、夜間、自営業、農業、内職など基本的にすべての就労 ・居宅外、居宅内を問わない ・常に児童と離れて日常の家事以外の労働をしていること ・月64時間以上の労働に従事していること(週4日以上、1日4時間以上) ・一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く 	保育標準時間認定 保育短時間認定
2 妊娠、出産	<ul style="list-style-type: none"> ・産前2ヶ月、産後2ヶ月 ・ただし、母親の健康状態により期間は延長できる 	保育標準時間認定
3 保護者の疾病、障害	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書などにより保育ができないと認められる場合 ・1ヶ月以上状態がつづくこと 	保育標準時間認定 保育短時間認定
4 同居又は長期入院等している親族の介護、看護	<ul style="list-style-type: none"> ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護していることなど ・同居又は長期入院等している親族を常時介護、看護していることなど ・1ヶ月以上状態がつづくこと 	保育標準時間認定 保育短時間認定
5 災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・震災、風水害、火災などの災害復旧にあたっていること 	保育標準時間認定
6 求職活動	<ul style="list-style-type: none"> ・起業準備を含む ・90日(3ヶ月)を限度とする ・期間経過後も保育が必要な状況である場合には期間は延長できる 	保育短時間認定
7 就学	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練校等における職業訓練を含む 	保育標準時間認定 保育短時間認定
8 虐待やDVのおそれがあること	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者による虐待のおそれがあり社会的養護が必要であると認められること ・保護者が配偶者からの暴力を受けていることにより、保育を行うことが困難であり社会的養護が必要であると認められること 	保育標準時間認定
9 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	<ul style="list-style-type: none"> ・年長児である場合や保護者の健康状態など子どもの発達上環境の変化が好ましくないこと 	保育短時間認定
10 その他、上記に類する状態として市が認める場合	<ul style="list-style-type: none"> ・1～9に類する状態として市が認める場合と 	保育標準時間認定 保育短時間認定

※保護者の就労状況等と保育を必要とする事由によって保育の必要量(利用時間)が決まります。

- 〔 保育標準時間(1日11時間の利用が可能) → 就労などで月120時間以上
- 〔 保育短時間(1日8時間の利用が可能) → 就労などで月64時間以上